

塩尻市集中改革プラン

(平成17年度～平成21年度)

～ 自立と自治の市民社会をともにつくる ～

塩 尻 市

目次

計画の概要	1
第1 策定の経緯・趣旨等	1
第2 体系項目	1
第3 計画期間	2
集中改革プランの取組内容	3
第1 事務事業の再編・整理、廃止・統合	3
1 事務事業の再編整理等の目標	
2 事務事業の再編整理等を行う際のスキーム	3
第2 民間委託等の推進	4
1 公の施設についての取組目標	4
2 その他の事務についての取組目標	4
第3 定員管理の適正化	5
1 平成17年4月1日から平成22年4月1日までの 定員管理の数値目標	6
2 平成11年4月1日から平成16年4月1日までの 純減実績	6
第4 手当の点検をはじめとする給与の適正化	6
1 高齢者層職員昇給停止	6
2 適正な昇給運用	7
3 退職手当の支給率	7
4 諸手当の総点検	7
5 その他	7
第5 第三セクターの見直し	7
第6 経費削減等の財政効果	8
1 収入関係	8
2 歳出関係	9
第7 その他（地方公営企業関係）	10
1 水道事業	10
2 下水道事業	11
3 駐車場事業	12
4 病院事業	13

用語解説

計画の概要

第1 策定の経緯・趣旨等

(本市の取組み)

本市では、昭和60年10月から三次にわたる「行政改革大綱」を、また、平成15年8月には「政策展開プログラム」を定め、それぞれ毎年度の実行計画を策定し、積極的に行政改革に取り組んできました。

平成17年4月には、市民の声を最大限取り入れ、市民と行政の協働で作られた「第四次塩尻市総合計画」がスタートし、目指す都市像「ともに築く自立と創造の田園都市」の実現に向け、協働を基調としたまちづくりを推進することとしています。

「第四次塩尻市総合計画前期基本計画」においては、六つの基本政策の一つが、行政改革の大綱として体系付られており、毎年度の「行政改革アクションプログラム」を着実に推進することにより、一層効果的で効率的な行政運営を進めていくこととしています。

(国の指針)

このような状況の中で、平成17年3月29日付け、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。

指針では、平成17年度から平成21年度までの行政改革に係る「集中改革プラン」を策定し、平成17年度中に公表することとされています。

(前期基本計画の再整理)

本市の「前期基本計画」は、計画期間が「集中改革プラン」と一致しており、また、国の新たな行政改革の考え方を既に先取りして取り組んでいるところですが、「集中改革プラン」では、他団体と比較可能な形での公表が求められています。

そのため、「前期基本計画」に基づき、国の「集中改革プラン」の体系項目に沿った形で整理・再編し、「塩尻市集中改革プラン」を策定しました。

なお、この計画は、毎年度の「行政改革アクションプログラム」の計画・実行・評価・改善を行うことにより、進行管理することとし、大幅な改善が必要な場合は、見直しを行います。

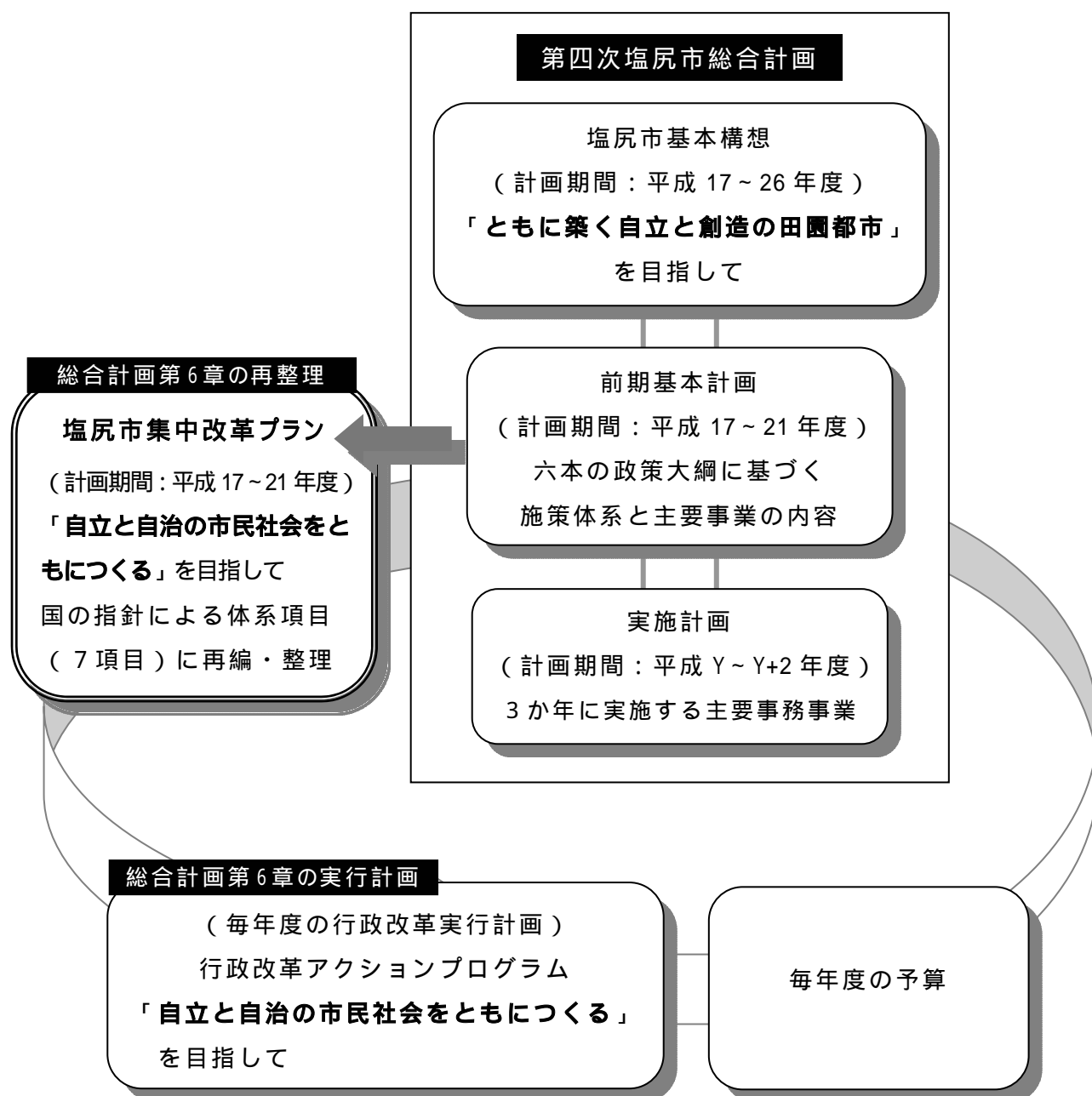
第2 体系項目

国の指針に掲げられている次の項目により、取組内容を明示しました。

- 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- 民間委託等の推進
- 定員管理の適正化
- 手当の点検をはじめとする給与の適正化
- 第三セクターの見直し
- 経費削減等の財政効果
- その他（地方公営企業関係）

第3 計画期間

この計画の期間は、平成17年度から平成21年度までとします。



集中改革プランの取組内容

第1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

1 事務事業の再編整理等の目標

市民ニーズを適確に捉え、効果的で効率的な行政サービスを提供するため、行政関与の妥当性、必要性、市民満足度、成果など、総合的な観点により事務事業の内容を精査・検討し、所期の目的を達成した事業や費用対効果の乏しい事業の廃止・縮小、目的が類似する事業の統合など、全ての事務事業について定期的に見直しを行い、引き続き整理合理化を図ります。

2 事務事業の再編整理等を行う際のスキーム(1)

(1) 行政評価の推進

行政評価システムを導入し、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)の経営サイクルにより、継続的改善の仕組みを確立します。

(2) 市民満足度調査の実施

成果に基づく自治体経営を推進するため、市民満足度調査を定期的の実施します。

(3) 市民意向の把握等

市民積極参加型システムづくりを進めるとともに、声の広場・市長への手紙等による市民意向の収集・蓄積・活用、パブリックコメント手続(2)の定着化を図ります。また、広報紙、ホームページ等による情報公開・情報提供を推進します。

指 標	市政への市民参加についての満足度
	H15 基準値 28.8% H21 目標値 50%

(4) 実施計画による事業のローリング等

3か年の実施計画を策定し、毎年度ローリング方式(3)による見直しを行います。また、予算編成により、ゼロベース(4)からの事務事業の見直しを行います。

第2 民間委託等の推進

一層の市民サービスの向上、行財政運営の効率化等を図るため、外部委託推進指針（平成16年10月18日庁議決定）に基づき、市業務の民間委託、指定管理者制度（5）の活用など、民間活力の導入を推進します。

指標	市業務の新規民間委託数
	H15 基準値 1 件 H21 目標値 13 件 (指定管理者制度 5 件、保育園給食調理業務 8 件)

1 公の施設についての取組目標

(1) 平成16年度末時点における公の施設の管理運営の状況（箇所数）

施設種類	管理区分	指定管理者制度	管理委託制度	直 営		計
				業務委託	全部直営	
レクリエーション・スポーツ施設		1	6	22		29
産業振興施設			6	2		8
基盤施設				31	24	55
文教施設			4	33		37
医療・社会福祉施設			10	26		36
計		1	26	114	24	165

注) 旧檜川村の施設数は含まない。

(2) 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

従来、管理委託していた施設については、指定管理者制度を適用（平成17年度1施設、平成18年度26施設）するとともに、直営施設については、指定管理者制度の活用を含め、より効果的・効率的な管理運営のあり方を継続的に検討します。

2 その他の事務についての取組目標

(1) 平成16年度末時点の委託状況

区分	事務事業名
全部委託	本庁舎清掃、電話交換、学校用務員事務、水道メータ検針、道路維持補修・清掃等、火葬・霊柩車運送業務、議会会議録作成

一部委託	一般ごみ収集、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス、情報処理・庁内情報システム維持、調査・集計、保育園給食（調理）
直 営	本庁舎夜間警備、受付・案内、公用車運転、学校給食（調理）、ホームページ作成・運営、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）

注）事務事業名は、国の「集中改革プラン関係ヒアリング項目」の「事務事業の種類」による。

(2) 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

現在、一部委託や全部直営で実施している事務事業については、市民サービスの向上、行政責任の確保等に留意しながら、保育園給食調理業務など、年次的に民間委託等を推進し、行政運営の一層の効率化を図ります。

第3 定員管理の適正化

本市の職員数は、総務省の定める「定員モデル」(表1)を下回っているほか、平成11年度の行政診断(表2)では、他市と比較可能な部門の職員数で分析したところ、標準的とされる理論職員数より51人少ない結果となるなど、既に先取りして職員削減に取り組んでいます。今後ともさらに効果的・効率的な行政を推進するため、定員管理の一層の適正化を図ります。

なお、職員数の状況は、給与の状況とともに、市広報紙、ホームページにより毎年公表しています。

表1 定員モデル職員数（総務省「地方公共団体定員管理調査」による）

定員モデル (H17.4.1日現在)	定員モデルに対する実職員数A	定員モデル試算職員数B	超過数 A-B
	430人	432人	2人

注）定員モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関係が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計学的手法により分析し、参考となる職員数を算出するもの。対象となる職員は、教育、公営企業等の職員を除く一般行政部門の職員（保育所職員を含む。）

表2 回帰分析による標準的な職員数（平成11年度「行政診断」による）

一部の事業を除く職員数 (H11.4.1現在)	実職員数 A	理論職員数 B	超過数 A-B
	355人	406.04人	51.04人

注1）保育所などの民間がサービスを提供する施設の数等により、施策に必要な職員体制が市町村ごと異なるため、「一部の事業を除く職員数」には、保育所、児童クラブ等、学校教育施設、公営企業等の職員は含まない。

注2）旧檜川村の職員数は含まない。

1 平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員管理の数値目標

指標	市職員数
	H17.4.1 基準値 577人 H22.4.1 目標値 565人

(1) 数値目標の基本的考え方

第四次塩尻市総合計画の施策推進及び合併後10年間を見据え、定員適正化計画(平成16年4月20日庁議決定)を策定しました。これからのまちづくりにおいて必要となる職員の適正な確保を図るため、計画的に定員の適正化を推進します。

また、必要に応じて見直しを行います。

(2) 数値目標の設定の仕方

事務事業の見直し、民間委託、組織機構の見直しなどによる簡素合理化のみならず、既に先取りしている職員削減の取組み、介護保険制度の改正をはじめとする今後の地方分権や新たな政策課題への対応も視野に入れ、数値目標を設定しました。

(3) 採用者・退職者の見込み

ア 退職者数見込み 71人

イ 採用者数見込み 59人

2 平成11年4月1日から平成16年4月1日までの純減実績

年度	職員数	対前年度増減	H11.4.1 比較
H11	601人		
H12	593人	8人	8人
H13	585人	8人	16人
H14	593人	8人	8人
H15	592人	1人	9人
H16	582人	10人	19人(3.2%)

注) 旧檜川村の職員数を含む。

第4 手当の点検をはじめとする給与の適正化

1 高齢者層職員昇給抑制

高齢者層職員(55歳以上)の昇給を、通常の昇給の半分程度に抑制します。

2 適正な昇給運用

退職時特別昇給（６）は実施していません。

3 退職手当の支給率

国に準じた退職手当の支給率を適用しています。

4 諸手当の総点検

(1) 特殊勤務手当（７）の適正化

12種類の特種勤務手当について、勤務の特殊性の観点から見直しを行います。

(2) その他の手当の適正化

引き続きノー残業デーを設定し、公務能率の低下や健康障害を防止するとともに、管理職による時間外勤務の厳格な管理を徹底し、時間外勤務手当の削減を図ります。

5 その他

人事考課制度の効果的運用を図るとともに、国における給与制度改革の動向を踏まえて見直しを行い、給与の適正化を推進します。

第5 第三セクター（８）の見直し

第三セクターは、公共サービスの提供主体の一つとして、市の施策と密接に連携しながら重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境が変化する中で、第三セクターを取り巻く環境も大きく変化しています。

そのため、全ての第三セクターについて、そのあり方を検証するとともに、見直しに関する総合的な指針・計画、役職員・給与の見直しに関する計画の策定を検討します。

また、外部監査の導入、財務諸表等のホームページでの公表について検討します。

【平成16年度末時点における第三セクター】

- ・(財)塩尻市文化振興事業団
- ・(株)信州ファーム
- ・塩尻市土地開発公社
- ・ならい荘
- ・(財)塩尻・木曽地域地場産業振興センター

5 法人の役職員数：役員65人、職員17人

榎川村土地開発公社は合併により平成17年3月31日解散

第6 経費削減等の財政効果

1 収入関係

(1) 超過課税(9)、法定外新税(10)

法人市民税の均等割は、標準税率の2割増し、法人税割は、法人規模、納税額等により標準税率の1.3又は2割増しを引き続き実施します。また、新たな税源確保の観点から、法定外新税の導入を研究します。

(2) 税の徴収対策等

市民理解に基づく適正・公平な税務行政を推進し、安定した財源を確保するため、継続して滞納実態の把握・分析、全庁滞納整理・口座振替の推進、滞納処分の強化、納付しやすい環境の整備、税務に関する広報・啓発の充実強化、滞納整理機構の研究など、プロジェクトTAX収納対策本部を中心に推進し、収納率の向上を図ります。

【市税収納率の実績(現年度課税分)】

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16
収納率(%)	98.43	98.33	98.64	98.27	98.31	98.40

【H11～H16 主な効果額】

全庁滞納整理等	173,600 千円
---------	------------

指 標	市税収納率の県内順位
	H15 基準値7位 H21 目標値6位以内

(3) 使用料・手数料の見直し

受益者のために行う行政サービスについては、コスト主義、公平負担の

原則に基づき、定期的にコスト見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

【H11～H16 主な効果額】

建築確認手数料新設(H14)、霊園手数料見直し(H16)	24,330 千円
------------------------------	-----------

(4) 未利用財産の売払い等

未利用財産の有効活用を図るとともに、機能喪失している里道・水路をはじめ、利用見込みのなくなった財産の処分を進め、歳入の確保を図ります。

【H11～H16 主な効果額】

法定外公共物(11)・遊休財産の処分 75 件	187,212 千円
-------------------------	------------

2 支出関係

(1) 人件費削減

定員適正化計画の推進、給与の適正化等により、将来的な人件費総額の抑制を図ります。

【H11～H16 主な効果額】

職員定数 19 人削減、議員定数 2 人削減、給与等削減	145,425 千円
------------------------------	------------

(2) 組織の統廃合

地方分権の推進、新たな行政需要や政策課題に適切に対応し、行政サービスの向上が図られるよう、効果的・効率的な組織機構の見直し、人員の適正配置を進めます。

【H11～H16 主な効果額】

保育園の統廃合 23 園 19 園 (H13、H16)	30,433 千円
-----------------------------	-----------

(3) 民間委託による事務事業費削減

外部委託推進指針に基づき、市業務の民間委託、指定管理者制度の活用など、民間活力の導入により、市民サービスの向上と効率化を進め、事務事業費の削減を図ります。

【H11～H16 主な効果額】

保育園給食調理業務ほか民間委託 11 件	35,486 千円
(うち指定管理者制度適用 1 件)	(17,570 千円)

(4) 施設等維持費の見直し

施設等の維持管理に当たっては、更新時の財政負担を念頭に計画的な点検・修繕を図るとともに、民間活力の活用等運営手法の見直しにより、サービスの向上と運営の効率化を図ります。

(5) 補助金等の整理合理化

公共的必要性、有効性、公平性の観点により、定期的に補助金等の見直しを行い、目的が達成されたものや効果の乏しいもの等については、廃止・縮小、統合等の措置を講じるとともに、終期を設定するなど、さらなる適正化を図ります。

【H11～H16 主な効果額】

補助金等の統合・廃止・縮小等 135 件	86,718 千円
----------------------	-----------

(6) 投資的経費の見直し

施設等の整備については、緊急度や費用対効果を考慮し、真に必要な事業の「選択と集中」を行います。また、公共工事の発注手続の透明性を高め、公正な競争を促進するとともに、一層の公共工事コストの縮減を図ります。

【H11～H16 主な効果額】

計画手法、設計方法、積算方法の見直し、発注効率化等	1,028,025 千円
---------------------------	--------------

(7) その他事務事業の整理合理化

全ての事務事業について定期的に点検を行い、引き続き整理合理化を図ります。

【H11～H16 主な効果額】

事務事業の見直し等 175 件	289,656 千円
-----------------	------------

第7 その他（地方公営企業関係）

地方公営企業については、経営計画に基づく計画性のある企業経営を推進し、利用者サービスの向上とともに、料金等の事業収入による独立採算の原則により、民間経営手法の導入等も含め、より一層の経営の健全化を図ります。

1 水道事業

(1) 経営改革の推進

安全でおいしい水を安定的に供給するため、奈良井・贅川の簡易水道浄水施設の統合、施設の老朽化や地震対策等に必要な施設改善を計画的に行うとともに、料金のコンビニエンスストア収納代行の実施、毎月検針による料金の毎月請求の実施、メーター検針、開閉栓業務等の民間委託の推進、有収率の向上対策、滞納整理の強化など、効率的な事業運営を進め、一層の経営の健全化に取り組みます。

【H11～H16 主な取組み】

- ・料金口座振替の推進
- ・配管設計積算システムの導入
- ・簡易水道テレメーターシステムの導入
- ・水道施設集中監視システムの導入
- ・民間委託（漏水調査、検針、給水装置交換、水質検査など）
- ・組織機構の見直し
- ・簡易水道料金改定

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

市の全体計画の中で調整します。

【H11～16 主な取組み】

- ・庶務、料金収納事務員を各 1 人削減（H12）
- ・建設担当事務員 1 人削減（H15）
- ・配水管改良事業担当事務員 1 人削減（H16）

イ 給与の適正化

市の全体計画に準じています。

ウ 定員管理、給与の適正化の公表状況

市の全体計画に準じています。

2 下水道事業

(1) 経営改革の推進

快適でうるおいのあるまちを目指して、下水道の計画的整備と水洗化の促進、施設の機能維持を図るとともに、料金のコンビニエンスストア収納代行の実施、料金の月ごと請求の実施、民間委託の推進、滞納整理の強化など、効率的な事業運営を進め、一層の経営の健全化に取り組みます。

また、平成 17 年度から公共下水道事業に、平成 18 年度から農業集落排水事業に地方公営企業法を適用します。

指標	下水道総合普及率
	H15 基準値 97.6% H21 目標値 100%

【H11～H16 主な取組み】

- ・料金口座振替の推進
- ・民間委託（浄化センター運転管理、公害測定、施設維持管理など）
- ・料金改定
- ・組織機構の見直し

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

市の全体計画の中で調整します。

【H11～H16 主な取組み】

- ・建設担当事務員 1 人削減（H12）
- ・1 係廃止し、計画担当事務員 2 人削減（H13）
- ・建設担当事務員 1 人削減（H15）

イ 給与の適正化

市の全体計画に準じています。

ウ 定員管理、給与の適正化の公表状況

市の全体計画に準じています。

3 駐車場事業

(1) 経営改革の推進

市街地での道路交通の円滑化と駐車場の利便性向上を目指し、平成 17 年度から塩尻駅西口広場の無人化・24 時間営業、平成 18 年度から大門駐車場の 24 時間営業を実施するなど、サービス向上を図るとともに、効率的な事業運営を進め、一層の経営の健全化に取り組みます。

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

市の全体計画の中で調整します。

イ 給与の適正化

市の全体計画に準じています。

ウ 定員管理、給与の適正化の公表状況

市の全体計画に準じています。

4 病院事業

(1) 経営改革の推進

より身近で適切な医療サービスが受けられるよう、檜川診療所の診療設備等の計画的な更新整備のほか、民間医療法人等への委託を視野に入れた運営方法の検討など、効率的な事業運営を進め、一層の経営の健全化に取り組みます。

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

市の全体計画の中で調整します。

イ 給与の適正化

市の全体計画に準じています。

ウ 定員管理、給与の適正化の公表状況

市の全体計画に準じています。

用語解説

- 1 スキーム
計画の仕組み
- 2 パブリックコメント手続
基本的な政策・計画等の立案・改変を行う際に、原案や関係資料を公表して市民から意見を求め、市の意思決定に生かす一連の手続
- 3 ローリング方式
社会経済状況等の変化、計画の進行状況等により、計画内容を定期的に見直していく方式
- 4 ゼロベース
前期までの予算実績を一度白紙に戻し、そもそもの目的、必要な予算額、優先順位などを検討した上で予算編成する手法
- 5 指定管理者制度
従来、公の施設の管理委託先は公共的団体等に限定されていたが、地方自治法の改正により、議会の議決を経て指定されれば、民間事業者等幅広い団体が管理を行うことが可能となった制度
- 6 退職時特別昇給
人事院規則により、20年以上の優良勤務者は、退職時に1号俸昇給できるとされていた制度（平成17年5月から廃止）
- 7 特殊勤務手当
職員の従事する業務に危険、不快、不健康その他困難等である事実があり、これが著しく、かつ恒常的である場合に支給される手当
- 8 第三セクター
地方自治体と民間の共同出資による企業（法人）のこと
- 9 超過課税
標準税率を超えて（制限税率がある場合その範囲で）条例の定めによって課税すること
- 10 法定外新税
地方税法に規定されている税目とは別に、総務大臣と協議の上、条例で新たに税目を起こすことができる税のこと
- 11 法定外公共物
道路法が適用される市道、河川法が準用される準用河川のように、法律が適用・準用される公共物が法定公共物と呼ばれるのに対し、里道や普通河川と総称される湖沼、ため池、水路（用水）、溝渠など、法律の定めがないものの一般的な呼称

塩尻市集中改革プラン

平成18年3月

塩尻市行政改革推進委員会事務局

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL 0263(52)0280

FAX 0263(53)7999

E-mail kikaku@po.city.shiojiri.nagano.jp
